

安徳寺墓地管理規則

(目的)

第一条 安徳寺墓地管理規則(以下、「墓地規則」という)は、浄土真宗廟所としての伝統を踏まえ、安徳寺墓地の管理について明確な基準を定め、墓地の整備・管理の円滑化を期するものである。

(墓地の名称・位置及び・管理規則適用の墓域)

第二条 この墓地の名称は『安徳寺墓地』(以下「墓地」という)とし、(嬉野市嬉野町大字吉田字斧研 4333 番 3)をその墓域とし、管理規則の適用を受ける。墓地管理に関する業務は安徳寺(嬉野市嬉野町大字吉田甲 4345 番地)において取り扱う。

(経営者及び管理者)

第三条 「墓地」の経営者は宗教法人安徳寺代表役員(安徳寺住職)(以下住職という)とする。また管理者も住職とする

(墓地の使用許可及び使用者)

第四条 墓地の使用許可権者は住職とする。

2. 墓地の使用者は、住職に使用の許可をうけなければならない。
3. 墓地の使用者は、真宗廟所としての歴史的伝統と宗教的尊厳性を尊重し、浄土真宗の宗風を遵守しなければならない。
4. 墓地の使用者は原則として安徳寺の門信徒でなければならない。ただし、特別の事由があり住職が認めたときはこの限りでない。

(管理者の責務)

第五条 管理者(住職)は法令及びこの墓地規則の定めるところに基づき、墓地管理に関する管理事務手続きの責任者として、墓地に関する実務を行い、必要な書類及び図面を整備し、墓籍台帳の管理を行なう。

(墓地使用許可の基準)

第六条 墓地使用を許可する基準面積は、原則として 300 cm(横)×250 cm(縦)(以下「一区画」という。)とする。

2. 墓地には、焼骨以外の埋葬は許可しない。
3. 住職は、墓地使用を許可するに際し、管理上必要のあるときは、墓地使用者に対して、適時の措置を要求し、又は経費を負担させもしくは特別の条件を付すことが出来る。

(墓地内工事)

第七条 墓地使用者が、墓地内において納骨し、墓碑その他の工作物を建造し、改修し、撤去し、移転し、又は植樹もしくは現状を著しく変更しようとするときは、あらかじめ住職の許可を得なければならない。

(使用区分設定)

第八条 新たに使用区分の設定をしようとするものは、周辺隣接墓地使用者の承諾を受け、管理者立会いの上、管理者(住職)に墓地使用区分設定の許可を得ねばならない。

2. 新たに設定した区分が、既存の面積(台帳既記載)より増加する場合は、新たに墓地台帳の墓地使用面積を記載変更し、増加分の墓地使用に対する永代使用料を納付せねばならない。

(墓地使用許可の取消)

第九条 住職は、次に掲げる事項に該当したときには、墓地使用の許可を取消す事が出来る

- (1) 墓地使用許可取得後、五年を経過しても墓碑を建立しないとき。(ただし、特別な理由があり住職が認めた場合はその限りではない)
- (2) 墓地規則施行後、五年を経過して、墓地使用許可証を取得しないとき。
- (3) 墓地使用許可証取得後、管理料を五年以上滞納したとき。
- (4) 住職の承認を得ずに墓地使用の権利を他人に譲渡したとき。
- (5) 墓地を本来の目的以外に使用していると認めたとき。
- (6) 墓碑の祭祀・典礼が浄土真宗の墓前典礼と異なる方法で執行され、浄土真宗の宗風が著しく損なわれたとき。
- (7) その他墓地規則並びに内規に定められる事項に違反し、管理者(住職)の勧告・指示に従わないとき。
- (8) 前各号の外、住職の指示に違反したことが明らかなとき。

住職は、前各号の規定により、使用の許可を取消した墓地については、宗教的尊厳を損傷しないようにして、墓碑その他の付帯物を処分する事が出来る。

(墓地使用権の継承)

第十条 墓地使用権は、相続による場合の外、移転する事が出来ない。ただし、やむをえない特別の事由ある場合においては、親族または関係者は住職の許可を得て、墓地使用権を継承する事が出来る。

(墓地の変更等)

第十一条 住職は、墓地管理上必要のある場合に、宗教的な尊厳性を損傷しない範囲において墓地の指定変えまたは改葬若しくは変更を命ずる事が出来る。

(墓地の返還)

第十二条 墓地使用者が墓地の使用を必要としなくなったときは、無償かつ無条件で、これを返還しなければならない。

2. 返還に際しては、自己の負担において、墓地使用者は使用区域にある墓石等の建造物・遺骨・納骨品等を撤去し新地に戻さねばならない。

(墓地の使用料・管理料)

第十三条 墓地の新規使用者は墓地永代使用料を納付しなければならない。

2. 既存墓地使用者で新たに墓域を拡張した場合、その拡張分に対して新たに墓地永代使用料を納付しなければならない。
3. 墓地の利用者は年次の管理料を納付しなければならない。
4. 既納の墓地永代使用料及び管理料は、その理由のいかんにかかわらず、一切これを返還しない。
5. 墓地永代使用料及び管理費の金額は、別途『安徳寺墓地管理規則施行内規』の定めるところによる。

(内規)

第十四条 墓地使用の許可手続その他のこの墓地規則の施行について必要な事項は『安徳寺墓地管理規則施行内規』に定める。

付則

1. この墓地規則は平成 20 年4月1日より施行する。
2. この墓地規則の変更をするときは管理委員会(代表役員、責任役員、総代)との協議、決議を経ることを要する。
3. この規則は平成20年4月15日より施行する。

安徳寺墓地管理規則施行内規

(趣旨)

第一条 安徳寺墓地管理規則を円滑に施行するために安徳寺墓地管理規則施行内規(以下、「内規」という)を定める。

(新規使用許可申請と許可証)

第二条 安徳寺墓地管理規則(以下「墓地規則」という。)の規定により、新規墓地使用を願ひ出る場合には、墓地永代使用料・年間管理料を添えて、安徳寺墓地使用許可願**(第一号様式)**及び安徳寺墓地使用誓約書**(第二号様式)**を提出しなければならない(墓地台帳記載)。

2. 使用を許可した者には規則の規定に従い『安徳寺墓地使用許可証』**(第三号様式)**を交付する。

3. 墓地使用者はこの許可証を保管し、必要に応じて提示しなければならない。

(墓地使用の申請)

第三条 墓地の使用者は埋葬、改葬の度に墓地使用許可証を提示し、火葬許可証を添えて、墓地管理者(住職)に届け出なければならない。(墓地使用許可証を取得していない者は、速やかに墓地使用確認の申請により、墓地使用許可証を取得しなければならない。)(墓地台帳記載変更)

(墓地使用者の管理義務)

第四条 墓地使用者は、使用墓地内の墓碑その他の工作物、植木等、の転倒、その他の危険または他人に迷惑を及ぼすおそれのある場合は、自己の負担において、速やかに修理その他の適宜の措置をしなければならない。

2. 墓地使用者は、使用区画内ならびにその周辺の清掃を常に心掛けねばならない。

(墓地内工事等の許可願)

第五条 『墓地規則』に規定するところにより、墓地内工事等を行うときには、墓地使用許可証を提示し、管理者の許可を得なければならない。(墓地使用許可証を取得していない者は、速やかに墓地使用確認の申請により、墓地使用許可証を取得しなければならない。)

2. 使用区分の設定・再設定により使用面積に変動がある場合その旨を管理者(住職)に届けでなければならない。(墓地台帳記載変更)

(墓地永代使用料)

第六条 『墓地規則』の規定にもとづく、新規墓地並びに拡張分の墓地永代使用料の金額は別途「墓地管理委員会」にはかりこれを定める。(別紙記載)

(墓地管理料)

第七条 墓地使用権者は、『墓地規則』の規定にもとづく管理料(公共環境清掃整備費・墓地管理経費)として、金額を、毎年8月31日までに、納めなければならない。(墓地台帳記載)

2. 管理料の金額は別途「墓地管理委員会」にはかりこれを定める。(別紙記載)

(墓地使用許可証の返還及び再交付)

第八条 『墓地規則』の規定により、墓地使用の許可を取り消された者は、墓地使用許可証を返還しなければならない。(墓地台帳記載)

2. 墓地使用許可証を紛失したまたは著しく汚損した場合は、再交付を願い出る事が出来る。(墓地台帳記載)

(相続による墓地使用権の承継)

第九条 『墓地規則』の規定により、相続により墓地使用権を承継する場合は、速やかに墓地使用許可証の書き換えを申請しなければならない。(墓地台帳記載)

(相続以外の継承・親族、一族、一党による墓地使用権の承継)

第十条 相続以外による墓地使用権継承者の資格は、継承しようとする墓地が一族・一党・一家の墓地で、従来から現墓地に納骨し、あるいは参詣し等、墓地使用の事実がある場合に限る。

2. 墓地使用権を継承しようとする者は、一族関係者の同意を得て、継承に関する必要な書類を添附し、安徳寺墓地使用権譲渡許可願(第四号様式)並びに誓約書(第二号様式)を提出し、かつ、墓地使用許可証(第一号様式)を申請し、取得しなければならない。(墓地台帳記載)

第十一条 その他必要な事項は、住職が管理委員会(代表役員、責任役員、総代)にはかりこれを定める。

付則

1. この墓地規則施行内規は、平成 20 年4月1日より施行する。
2. この墓地規則施行内規は、平成 20 年 7 月26日より施行する。

別紙

安徳寺墓地永代使用料及び墓地管理料(年間費)一覧表

墓地永代使用料(申請時)

| |
|---|
| 個人墓所面積 300cm(横)×250cm(縦) /1区画 |
| 永代使用料 300,000円 /1区画 |
| ※墓地の使用は、永代の使用許可であり、土地の分譲ではありません。 |
| ※ 墓地面積の拡張の場合は、1cm×1cmあたり2円を加えます。 (墓地面積の拡張は、他の墓地等周辺環境に影響のない場合に限る) |

墓地管理料(年間)

| |
|-----------------------------------|
| 個人墓所以外の安徳寺墓地全体の維持管理費 |
| 年間管理料 2,000円 |
| ※年間管理料は、個人墓所以外(通路等の周辺環境)の清掃等環境整備費 |